


所管部課	環境部環境課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市環境基本計画策定本部設置要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市環境基本条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成19年度に作成をした第一次環境基本計画が平成29年3月31日をもって終了することに伴い、第二次環境基本計画の策定を行う必要があるため、庁内に東大和市環境基本計画策定本部を設置する要綱を制定するものである。</p> <p>なお、策定本部の下には、策定部会を設置する。</p> <p>【主な内容】</p> <p>本部長：副市長 副本部長：教育長 部員：部長、議会事務局長、会計管理者及び参事職にある者 計18名</p> <p>※ 策定部会員：本部長が指定した職にある者 計22名 企画課長、財政課長、総務管財課長、防災安全課長、産業振興課長、子育て支援課長、保育課長、青少年課長、市民生活課長、福祉推進課長、健康課長、環境課長、ごみ対策課長、都市計画課長、土木課長、建築課長、下水道課長、学校教育課長、給食課長、指導室長、社会教育課長、中央公民館長</p> <p>施行日：市長決裁日</p> <p>【影響及び効果】</p> <p>第一次環境基本計画の実施状況や課題を確認し、新たな計画を策定することで市政運営が推進できる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>第一次環境基本計画：平成19年度～平成28年度 第二次環境基本計画：平成29年度～平成38年度</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>平成27年度、平成28年度の2年間で策定をする。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>速やかに策定本部等の会議を開催し、検討を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。